

障害者活躍推進計画

令和2年度～令和6年度

令和2年4月

一 宮 町

一宮町教育委員会

計画策定の背景と目的

本町では、障害者の職業の安定を図ることを目的とする「障害者の雇用の促進等に関する法律」(以下、「障害者雇用促進法」という。)に基づき、これまで障害者を対象とした採用選考の実施や、職場環境の整備などに取り組み、障害者の雇用の促進及び職業の安定を図ってきました。

令和元年6月には、障害者雇用促進法の改正により、国及び地方公共団体が率先して障害者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画(以下「障害者活躍推進計画」という。)」を作成することとされました。

障害者の活躍は、「障害者一人ひとりが能力を有効に発揮できること」であり、障害のある職員が活躍できるよう、役場全体で取り組んでいくことが重要です。

そこで、障害者雇用の促進に努めるとともに、障害者である職員の職場におけるさらなる活躍の推進を図り、もって組織の活力を向上させることを目的として、本計画を策定します。

策定主体・計画期間・障害者の範囲

策定主体

町全体で障害者の活躍推進に向けた取り組みを推進するため、各任命権者が連名で計画を策定します。

計画期間

本計画は令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。なお、計画期間内においても、毎年度の実施状況等を検証し、必要に応じて見直しを行います。

一宮町障害者活躍推進計画

機関名	一宮町
任命権者	一宮町・一宮町教育委員会
計画期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日
一宮町役場における障害者雇用に関する課題	令和元年6月1日現在では、法定雇用率を達成するために必要な職員数を満たしている。 一方、障害者である職員の活躍のためには、雇用後における取り組みも重要であることから、合理的配慮の実施による働きやすい環境づくりなど、障害者である職員の視点や意見をより踏まえた取組が必要である。
目標	
(1)採用に関する目標	各年度、実雇用率(各年6月1日時点)を法定雇用率以上とする。 (評価方法)毎年任免状況通報により把握・進捗管理する。
(2)定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせないように努める。 (評価方法)毎年任免状況通報により把握・進捗管理する。
取組内容	
(1)障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者である職員の相談窓口は、総務課庶務係が担当する。
(2)障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○人事に関する自己申告制度や所属長との面談等を通じて、障害者と業務の適切なマッチングができてきているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。 ○現に勤務する障害者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

<p>(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p><職務環境> ○人事評価面談等を通じて、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p><募集・採用> 募集、採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ○自力で通勤できることといった条件を設定する。 ○介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ○「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ○特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。

